

「学校生活のしおり」の生徒指導に係る校則について

○学校生活の心得

校 訓

Fight、Friendship、Fair Play の3Fを校訓とし、日々心身の錬磨につとめ、健康で個性豊かな校風をつくってゆこう。

生活ルール

1. 服 装

- (1) 服装は、標準服装(別記1)とする。
- (2) 規定以外の服装をする事由のある場合は、届け出て許可を受ける。(別記様式参照)

2. 登校・下校

- (1) 通学は、交通ルールを守り、交通安全に注意する。
- (2) 自転車を利用し通学をする者は、自転車による通学届(巻末)にて許可を受け、自転車の後部泥よけにステッカーを貼る。また、カギは二重ロックをして所定の場所に整頓して駐輪する。文化ゾーンの通行禁止
- (3) 自転車以外の車両を運搬して登校することはできない。
- (4) 事故にあったとき、または事故をおこしたときは、すみやかにホームルーム担任および生徒指導課に届け出る。
- (5) 登校時刻は8時35分までとし、下校時刻は、月曜より金曜までは午後5時までとする。ただし、顧問、担任等の許可があるときは、この限りではない。(下校時刻表参照)

3. 欠席・早退・欠課・忌引

- (1) 欠席するときは、電話、その他の方法で保護者よりホームルーム担任に連絡する。
- (2) 登校後に、早退または欠課するときは、あらかじめホームルーム担任まで申し出て許可を受ける。
- (3) 忌引きのときは、できる限りすみやかにホームルーム担任まで届け出る。日数は次の通り。父母7日以内。兄弟姉妹および祖父母3日以内。伯叔父母甥姪および曾祖父母1日以内。

4. 校内での生活

- (1) 登校後は、下校するまでの間、無断で校外へ出ない。
- (2) 連絡は、ホームルーム時、掲示もしくは、休憩・昼食時の放送によるから、見落としや聞きもらしのないようにする。
- (3) 朝夕の挨拶、会釈を忘れないよう心がけ、来校者に対しても、礼儀を失わないよう心がける。
- (4) 昼食は原則として弁当を持参し、外食をしない。(パンの販売あり)
- (5) 学習・部活動に不必要なものは学校へ持ち込まない。
- (6) 遺失物、拾得物は速やかに生徒指導課に届け出る。(別記様式参照)

5. 公共物、近隣の建物、施設

- (1) 校舎、校具、施設、設備等の公共物は、大切に取扱い、破損したり、落書してはならない。
万一汚損、破損したときは、すみやかにホームルーム担任まで届け出る。当事者の責任にかかわる破損の場合は、修繕に要する経費は当事者で負担する。
- (2) 近隣の建物、施設には、許可なく立ち入らないよう注意する。

6. 考 査

- (1) 遅刻 20 分以上のときは、原則として考査を受けることができない。
- (2) やむをえず欠席するときは、考査開始前にホームルーム担任まで届ける。また、登校したときにすみやかに所定用紙(別記様式参照)による手続きをする。
- (3) 筆記用具以外の所持品は、考査開始前に、カバンに入れ、教室前廊下のグランド側におく。
- (4) 考査を受けるときは、疑いを受ける挙動や、不正な行為をしてはならない。また、物品の貸借はできない。
- (5) 考査中、携帯電話等通信機能のある機器を教室内に持ち込んだ場合、不正行為と見なす。

7. 特別活動

- (1) 顧問の指導のもと、自主的に活動するよう心がける。
- (2) 校外で活動する場合や、他校との試合、催しに参加するときは、校長の許可をうけなければならない。
- (3) 学校を代表して、試合や催しに参加するときは、その立場を自覚して服装、言葉遣い、態度に注意する。
- (4) 合宿を行う場合は、綿密に計画を立て、校長の許可を受ける。

8. 放送・出版・掲示

- (1) 放送、出版を行う場合、ホームルームに関するものは担任、部・同好会・生徒会に関するものは顧問、その他は生徒指導課の許可を受ける。
- (2) 掲示やビラ配布は、生徒指導課の許可を受け、掲示物は所定の場所に掲示し、期限を過ぎたときは速やかに取り除く。

9. 課外活動

- (1) 課外活動には、ホームルーム、部・同好会、その他のグループまたは個人で行う旅行、見学、調査、合宿、研修等がある。
- (2) 個人またはグループで課外活動を行う際に学害が必要な時は、保護者の承諾を得て、所定の用紙(別記様式参照)により、少なくとも実施7日前に(休業中に実施するときは、原則として休業前)ホームルーム担任または顧問等に願い出る。
- (3) 課外活動の計画は、天候や身体の状態に備え、救急対策等、周到綿密なものとする。また、実施は適切な指導者のもとで行う。
- (4) 野外で宿泊をするときは、関係機関に連絡し、必要な場合は許可を受けるとともに、不測の事態に対する対策を考慮しておく。
- (5) 就職・進学のための受験等に伴う旅行の場合は、保護者の承諾を得て、所定の用紙(別記様式参照)により、ホームルーム担任に願い出て許可を受ける。

10. 校外での生活

- (1) 夜間の外出はつつしむ。午後 11 時以後の外出は、滋賀県青少年保護条例で禁止されていて、補導の対象となります。
- (2) アルバイトは、原則禁止。特別な経済的事情がある場合は担任に相談する。ただしその場合も、危険を伴う職場・職種・風紀上好ましくない接客業務・夜間勤務(午後 9 時から午前 5 時)・酒類を提供する接客業務は禁止。

11. 禁止事項 次の各事項は禁止する。

- (1) 無断外泊、風俗営業店・パチンコ店等への出入。
- (2) バイク・四輪の運転、バイクの同乗、運転免許取得。無届アルバイト。
- (3) 法令、条例等で禁止されている行為。
飲酒、喫煙、暴力行為、窃盗、万引、道路交通法違反、軽犯罪法違反、深夜徘徊(23:00 以降)、不正乗車など
- (4) 携帯電話、インターネットなどの不適切な使用。
- (5) その他、高校生として相応しくない行為。

別記1. 服装および所持品等

(1) 黒詰襟学生服型制服

冬	標準型学生服認証マークのついている学生服上下 校章入りボタンをつける 本校指定の校章入り白カッターシャツ (本校指定のセーター) 学生服のズボンの巾はストレート型で、裾はシングル
合	本校指定の校章入り白カッターシャツ、指定のセーター、学生服のズボン
夏	指定の校章入り白カッターシャツ(長袖または半袖) 白カッターシャツの下は、表に影響が出る色及び柄物は避ける。 学生服のズボン
通年	ベルトは、派手でないもの

(2) 紺ブレザー型(スカート・スラックス)制服

冬	本校指定の紺のブレザー、スカートまたはスラックス(スカート丈は膝にかかる程度) スカートの加工禁止、短く折り曲げない ※ 短く切った場合は、買い直す 指定の校章入り白カッターシャツ 必ずネクタイを着用 (本校指定のベストまたはセーター)
合	指定の校章入り白カッターシャツ、ベストまたは指定のセーター、スカートまたはスラックス (ネクタイの着用は自由)
夏	指定の校章入り白カッターシャツ(長袖または半袖)、スカートまたはスラックス 白カッターシャツの下は、表に影響が出る色及び柄物は避ける。(ネクタイの着用は自由)

※(1)(2)は、気温や体調を考慮し各自の判断で冬服・合服・夏服を選択してよい。ただし、式典等は別途指定したものを着用すること。

- (3) 校章 上衣の左襟につける。(ベストの時は左胸につける)
- (4) 靴 下靴:ヒールのないもの。(サンダル・ブーツは不可)
上靴:本校指定の学年毎の上履。
- (5) 靴下 白、黒、紺、茶、灰色等で派手でないもの。
ルーズソックスは不可。
タイツ着用の場合は黒・ベージュ等で派手でないもの。(模様のあるものは不可)
- (6) 防寒着 冬服を着用したうえで、寒いときは防寒着を着用可。
着用する場合は、高校生らしく通学に適したものであること。
革ジャンパー、カーディガン、トレーナー等は禁止。
- (7) 頭髪 華美・奇抜でない自然な髪型とする。
ドライヤー、アイロン等できつくクセをつけないこと。(パーマ、脱色、染色等の加工は禁止)
- (8) 化粧・装飾品等 化粧は認めない(マニキュア・色つきリップ等を含む)。
ピアス、リボン、髪止め等のアクセサリ的なものは禁止。(目立たない色のゴム・ヘアピンは可)
- (9) 携帯電話・スマートフォン等 授業で使用するタブレットも含めて、別途使用規定を設ける。
- (10) 異装届 規定以外の服装をする事由のある場合は、届け出て許可を受ける。(別記様式参照)